覚醒剤原料取扱者廃止届

　覚醒剤原料取扱者の業務を廃止したので、覚醒剤取締法第３０条の１５項の規定により、ここに指定症を添えて届け出ます。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名

　香川県知事　池　田　豊　人　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定種類指定年月日 | 覚醒剤原料取扱者　　年　　月　　日 | 指定番号 | 　第　　　　号 |
| 業務所 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 残　　　　余覚醒剤原料 | 品　　名 | 数量 |
|  |  |
| 業務廃止の事由及び年月日 |  |
| 残余覚醒剤原料の取　扱　い(該当番号に○) | １　他への譲渡(失効後30日以内、譲渡証･譲受証の交換が必要)　　　　　　　　　　　　　　　[法第30条の10、法第30条の15]　　譲渡先(該当区分に○)　　　覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、　　　覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、　　　覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、　　　覚醒剤研究者　　　病院･診療所の開設者等(医薬品であるものに限る)　　　薬局開設者(医薬品であるものに限る)　　譲渡先の指定番号等　　第　　　号　　　住　　　　所：　　　氏名又は名称：　　　　　　２　廃棄予定(事前に廃棄届の提出、県職員の立会必要)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[法第30条の13] |

※　住所欄には覚醒剤原料取扱業務所の所在地を記入

　　氏名欄には名称及び代表者氏名を記入